

## 建築物等に関する制限

### 1. 建築物等の用途の制限

敷地面積の150%以上の床面積を店舗、事務所等の用途とする。(A地区のみ)

また、次に掲げる建築物は、建築してはならない。(①～⑤は各地区共通)

・2階以下の部分を住宅の用途に供する建築物(A・B地区のみ)

・1階部分を住宅の用途に供する建築物(C地区のみ)

- ① 神社、寺院、教会
- ② 自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎
- ③ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  
(ただし、風営法第2条第1項第八号に掲げる施設は除く)
- ④ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
- ⑤ 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超える日刊新聞の印刷所及び自動車修理工場

### 2. 容積率の最低限度

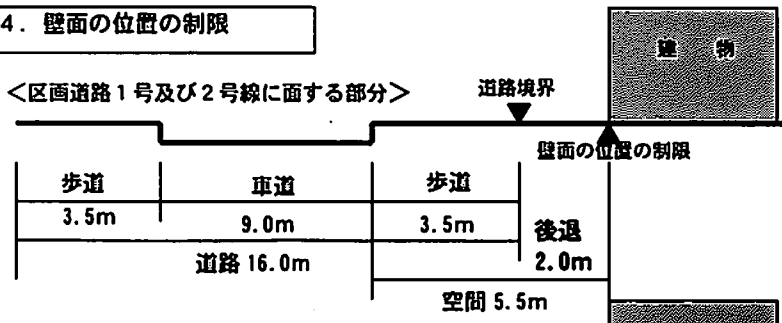
200%以上とする。(B・C地区のみ)

### 3. 建築敷地の最低限度

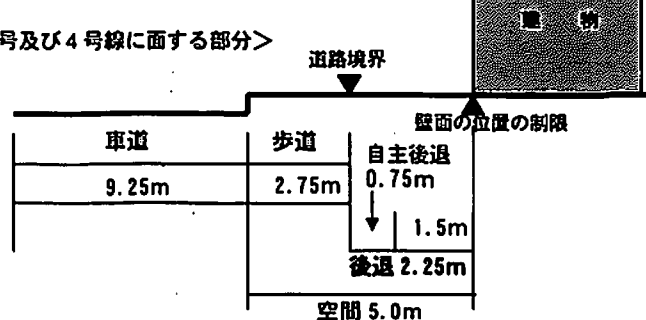
地区全体を一敷地として使用する(A地区のみ)

### 4. 壁面の位置の制限

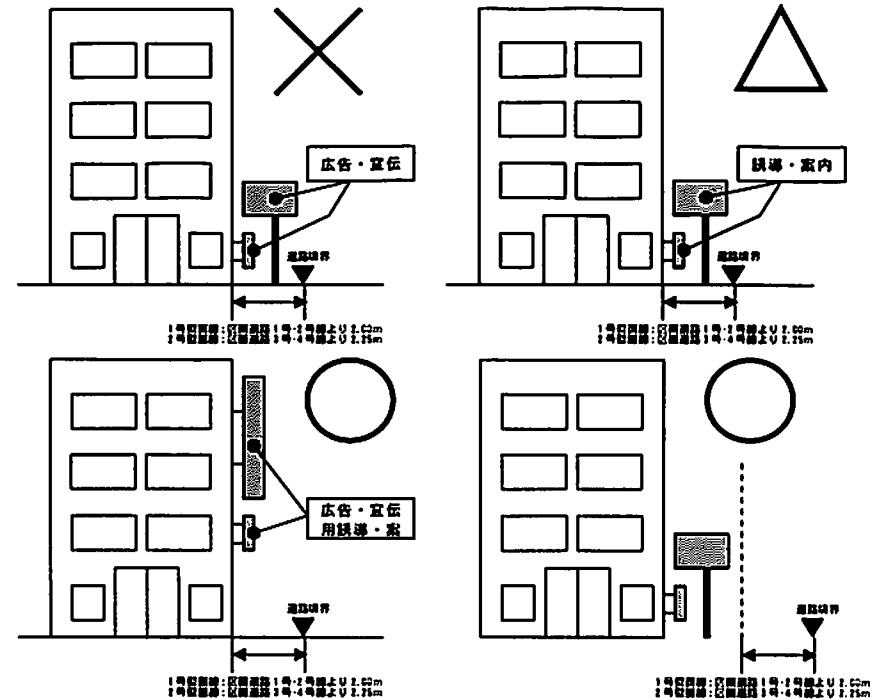
<区画道路1号及び2号線に面する部分>



<区画道路3号及び4号線に面する部分>



### 5. 建築物等の形態又は意匠の制限



### 6. かき・さくの構造の制限

道路境界に面して、かき又はさくは設置しないものとする。(ただし、移動可能なもの、危険防止や施設管理の理由により、市長がやむを得ないと認めたものはこの限りでない。)